

西部地域振興センター契約業者等選定委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西部地域振興センターの所管に係る業務の執行にあたり、契約業者等の適正な選定を図るため、西部地域振興センターに西部地域振興センター契約業者等選定委員会（以下「委員会」という）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、契約業者等の選定に関し、必要な事項を審査する。

2 前項の審査は、建設工事に係る設計、調査、測量等を除く業務委託及び物品購入等のうち埼玉県財務規則第102条の2に定める額を超えた事案とする。

(組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	所長
副委員長	副所長
委員	担当部長

(定足数)

第4条 委員会の定足数は、過半数とする。

(運営)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるとき又は委員長が不在で緊急やむを得ないときは、副委員長がその職務を代行する。

2 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

ただし、委員会を開催するいとまがない場合は、委員全員の回議により審議することができる。

3 委員長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から除斥することができる。

(関係職員の出席)

第6条 委員会は、審査の内容について必要があるときは関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員会の内容又は、職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(議事録等)

第8条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、西部地域振興センターにおいて情報提供（閲覧）を行うものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 西部地域振興センター契約業者等選定委員会事務処理要領第2に定める内申及び付属資料（以下、「内申等」という。）は、前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 内申等のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、西部地域振興センター総務・防災担当が所掌する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。